

香川県共同募金会広域助成基準

香川県共同募金会（以下「本会」という。）の共同募金の広域助成は、本会助成規程に定めるほか、この助成基準に基づいて、適正かつ効果的に行うものとする。

【孤立防止対策活動支援事業】

1 目的

地域での深刻な課題として進行している社会的孤立の解決や防止に関する事業を支援するため、地域で積極的に活動している市町社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPOなどの活動団体（以下「活動団体等」という。）を支援するため助成を行う。

2 助成対象要件

香川県内において、社会的孤立の解消や防止に関する事業を目的として運営、活動している、若しくはしようとする活動団体で次の要件を満たすもの又は満たすことが見込まれるもので、活動地域市町社会福祉協議会との連携が図れるもの

- (1) 当該事業に他の助成を受けていないもの
- (2) 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- (3) 代表者の氏名及び事務所の所在地が明確であること
- (4) 規約及び役員名簿等を整備していること
- (5) 活動の内容や財務の状況を公開していること
- (6) 適正な経理事務が行われていること
- (7) 助成事業について、共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること
- (8) 上記に準ずるものとして配分委員会が認めたもの

3 助成対象の欠格要件

- (1) 本会が行う助成事業に関する資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間において不適正な管理運営がなされたもの

4 助成対象事業

- (1) 地域での孤立防止対策実施に向けての準備事業
- (2) 地域で孤立を発見するための調査・相談事業
- (3) 見守りネットワークの構築のための事業
- (4) 地域で孤立している人たちのサロン活動や居場所づくり
- (5) 孤立をなくすための講座等の開催、情報発信等啓発事業
- (6) いじめ、ひきこもり、不登校等に対応する事業
- (7) その他配分委員会が必要と認める事業

5 助成対象としない事業及び経費

- (1) 団体運営に使用する機器等の購入経費
- (2) 団体運営費（人件費を含む。）
- (3) 研修旅行費、視察旅行費
- (4) 飲食費
- (5) 車両登録費用、公租公課
- (6) 介護保険対象事業
- (7) 事務所賃料。ただし、当該事業において直接サービスの提供場所となる場合を除く。
- (8) リサイクルに要する費用
- (9) 営利目的とみなされる事業

6 助成率

対象事業費の4分の3以内

7 対象限度額

50万円

8 助成の制限

同一活動・事業について原則3年間とする。